

# 日本籍内航船の船首隔壁に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

## 改正理由

鋼船規則 C 編及び CS 編には、SOLAS 条約に基づき船首隔壁の要件を規定しており、当該規則の検査要領については、船舶検査心得等に基づき規定していた。

2019 年 12 月 23 日付国海安第 143 号において、船舶区画規程に関する船舶検査心得が改正され、船首隔壁に関する要件が改められた。

このため、国海安第 143 号に基づき関連規定を改めた。

## 改正内容

日本籍内航船の船首隔壁に関する軽減規定の要件を改めた。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C13.1.1

鋼船規則検査要領 CS 編 CS1.1.1, CS13.1.1